

## 料金表

### 通則

#### (料金等の設定)

- 1 F T T Hサービスに係る基本利用料は、F T T Hサービスの提供区間と特定事業者又は協定事業者(以下この料金表において「協定事業者等」とします。)の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 2 F T T H電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者等又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、協定事業者等の契約約款等に規定するところによりその協定事業者等が定める料金については、この限りではありません。

#### (料金の計算方法)

- 4 当社は、月額料金(定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。)、利用料及びユニバーサルサービス料は、料金月に従って計算します。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、月額料金、利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 6-2 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	この料金表に定める税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
(2) 16の但書きに掲げる料金	この料金表に定める額により行います。

#### (月額料金の日割)

- 7 月額料金の日割は、次のとおりとします。
  - 1) 2)、3)及び4)以外の場合  
当社は、次の場合が生じたときに、月額料金の利用日数に応じて日割します。  
ア 料金月の初日以外の日インターネットサービス若しくはF T T H電話サービスの提供を開始(付加機能については、その提供の開始)した、又は基本契約に係るF T T Hサービスの利用を可能としたとき。  
イ 料金月の初日以外の日契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。  
ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)  
エ 料金月の初日にインターネットサービス若しくはF T T H電話サービスの提供を開始(付加機能については、その提供の開始)し、又は基本契約に係るF T T Hサービスの利用を可能とし、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。  
オ 約款第49条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。  
カ 起算日の変更があったとき。
  - 2) 当社は、料金表第2(付加機能利用料)に定める特定の付加機能については、約款第49条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当す

るときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。

(注) 7の第2号の「特定の付加機能」は、発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス及び着信用通信路設定サービスとします。

3) 当社は、料金表第1(基本料金)1(適用)13)欄又は14)欄)に規定する基本利用料の減額については、料金月の初日から末日までの利用があったものとして日割します。

8 7の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、約款第49条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

10 基本契約者又は利用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

12 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

13 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が3,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

14 当社は、13の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、基本契約者又は利用契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

15 当社は、料金又は工事に関する費用について、基本契約者又は利用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 15の「当社が別に定める条件」は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

16 約款第49条(定額利用料の支払義務)から約款第52条(手続きに関する料金及び工事費の支払義務)までの規定その他約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を

加算した額とします。

ただし、F T T H電話サービス（外国との音声通信に係るものに限り、）に係る利用料については、この限りではありません。

（注）この料金表に定める税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

- 17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のF T T Hサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用）

- 18 基本契約及びインターネットサービスには、最低利用期間があります。
- 19 基本契約者又はインターネット契約者は、最低利用期間内に基本契約又はインターネット契約の解除があった場合は、約款第 49 条（定額利用料の支払義務）、約款第 51 条（利用料の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、次表に規定する料金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区分		支払いを要する料金
基本契約にかかるもの		残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額
インターネット契約 にかかるもの	タイプ であるもの	税抜額 14,400 円（税込額 15,120 円）
	タイプ であるもの	税抜額 3,200 円（税込額 3,360 円）

ただし、その契約の解除が基本契約者又はインターネット契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。また、当社は、当社が別に定めるところにより、本項に定める料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

（K D D Iまとめて請求に係る取扱い）

- 20 特定事業者の「K D D Iまとめて請求」に係る取扱い規約（以下「K D D Iまとめて請求規約」といいます。）に定める「K D D Iまとめて請求」が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、K D D Iまとめて請求規約が適用されます。

（料金等の請求）

- 21 F T T Hサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は特定事業者が定めるK D D Iまとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

## 第1 基本利用料

### 1 適用

基本利用料の適用については、約款第49条（定額利用料の支払義務）及び約款第51条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容										
1) タイプに係る料金の適用	<p>ア 当社は、F T T Hサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 501 1461 842"> <tr> <td data-bbox="472 501 722 544">タイプ</td> <td data-bbox="722 501 1461 544">タイプ、タイプ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 544 722 757">タイプ</td> <td data-bbox="722 544 1461 757">当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係る利用契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 757 722 842">タイプ</td> <td data-bbox="722 757 1461 842">当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもの</td> </tr> </table> <p>イ 基本契約者又は利用契約者は、アのタイプの変更はできないものとします。</p>	タイプ	タイプ、タイプ以外のもの	タイプ	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係る利用契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプ以外のもの	タイプ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもの				
タイプ	タイプ、タイプ以外のもの										
タイプ	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係る利用契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプ以外のもの										
タイプ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもの										
2) プランに係る料金の適用	<p>ア 当社は、F T T Hサービス（タイプ のものを除きます。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プラン種別を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1012 1461 1411"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="472 1012 1461 1055">プラン種別</th> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1055 722 1097">プラン</td> <td data-bbox="722 1055 1461 1097">プラン 以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1097 722 1411">プラン</td> <td data-bbox="722 1097 1461 1411"> <p>次表に規定する期間のF T T Hサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの</p> <table border="1" data-bbox="735 1227 1449 1406"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="735 1227 1449 1270">継続して利用する期間</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="735 1270 1449 1406">長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>イ 利用契約者は、あらかじめプラン種別を選択していただきます。</p> <p>ウ アの表に規定する期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、F T T Hサービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含みます。</p> <p>エ 長期継続利用期間は、長期継続利用の申出に基づいて当社がプランの提供を開始した日（その長期継続利用が次項の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となります。</p> <p>オ 当社は、エの規定により長期継続利用期間が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に長期継続利用期間を更新します。</p> <p>カ プラン の適用を受けている利用契約者は、更新日以外の日にその利用契約の解除があった場合又はプラン へのプラン種別の変更があった場合には、次表に規定する料金を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p>	プラン種別		プラン	プラン 以外のもの	プラン	<p>次表に規定する期間のF T T Hサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの</p> <table border="1" data-bbox="735 1227 1449 1406"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="735 1227 1449 1270">継続して利用する期間</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="735 1270 1449 1406">長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで</td> </tr> </table>	継続して利用する期間		長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで	
プラン種別											
プラン	プラン 以外のもの										
プラン	<p>次表に規定する期間のF T T Hサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの</p> <table border="1" data-bbox="735 1227 1449 1406"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="735 1227 1449 1270">継続して利用する期間</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="735 1270 1449 1406">長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで</td> </tr> </table>	継続して利用する期間		長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで							
継続して利用する期間											
長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで											

ただし、更新日を含む料金月に利用契約の解除があった場合、プランへのプラン種別の変更があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

1 契約ごとに

区分	料金額
タイプ であるもの	税抜額 9,500 円 (税込額 9,975 円)
タイプ であるもの	税抜額 2,520 円 (税込額 2,646 円)

キ 当社は、利用契約者からの請求に基づき、アのプラン種別の変更を行います。

ク プラン種別の変更の請求があった場合、当社は、その請求があった日の属する料金月の初日から変更後のプラン種別による基本利用料を適用します。

3) F T T H 電話サービスに係る料金の適用

当社は、F T T H 電話サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、F T T H 電話サービス加算額を定めます。

F T T H 電話サービス加算額	1の料金月において、1の利用契約者に係る利用契約のうち、F T T H 電話契約のみの契約があったもの
備考	F T T H 電話サービス (タイプ に係るものに限ります。) は、その F T T H 電話契約者が当社とインターネット契約を締結している場合に限り提供します。

4) 基本利用料 (基本契約に係るものに限ります。) の算定

基本契約 (タイプ のものに限ります。) に係る料金額は、その基本契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内の戸数 (以下「同一棟内戸数」といいます。) が 20 戸までの部分について基本額とし、戸数が 20 戸を超える部分については、1 戸ごとの加算額を加算して算定します。

5) インターネットサービスに係る料金の適用

当社は、インターネットサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。

品目	内容
1 G b / s	最大1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
1 0 0 M b / s	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 インターネットサービスは、当該インターネットサービスに係る利用者がF T T H接続回線を使用して相互接続点に接続した後に利用することができるものとします。
- 2 インターネットサービスに係る利用者は、1に規定するもののほか、モバイルアクセス回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。
- 3 インターネットサービスに係る通信は、相互接続点、F T T H接続回線（協定事業者が設置するものに限り。）の終端、アクセスポイント、N S P I X Pとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、アクセスポイント、N S P I X Pとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。
- 4 当社は、1のインターネット契約ごとに1のユーザIDを定め、インターネット契約者にお知らせします。
- 5 当社は、1のインターネット契約ごとにインターネット契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。
- 6 当社は、インターネット契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。
- 7 当社は、インターネット契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
- 8 当社は、インターネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。
- 9 電子メール容量（電子メールとして蓄積できる通信の情報量をいいます。以下同じとします。）及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。
- 10 当社は、インターネット契約者に対し、ホームページアドレス（ホームページのアドレスをいいます。以下同じとします。）を当社が別に定めるところにより割り当てます。
- 11 ホームページ容量（ホームページとして蓄積できる情報量をいいます。以下同じとします。）は、当社が別に定めるところによります。
- 12 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。

	<p>13 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認められた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>14 当社は、13の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされたインターネット契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのインターネット契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>15 12から14までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことをインターネット契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>16 当社は、インターネット契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのインターネット契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことを当該インターネット契約者にお知らせします。</p> <p>17 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（12から14までの規定及び16の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>18 F T T H接続回線に接続することができる自営端末設備の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注）18に定める自営端末設備の数は、6台までとします。</p> <p>19 1 G b / sの品目は、タイプ に限り、提供します。</p> <p>20 1 0 0 M b / sの品目は、前項に該当しないものに限り、提供します。</p>
<p>6) F T T H電話サービスに係る音声通信の取扱い</p>	<p>ア F T T H電話サービスは、当該F T T H電話サービスに係るF T T H接続回線から他のF T T H接続回線、加入電話等設備（別表1に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）、外国、特定衛星端末若しくは当社が別に定める音声通信番号（別表4に定める協定事業者に係るものに限ります。）への発信に係る音声通信又は外国若しくは特定衛星端末から当該F T T H電話サービスに係るF T T H接続回線への着信に係る音声通信を行うことができます。</p> <p>イ F T T H電話契約者は、アに規定する音声通信のほか、電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うF T T Hサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したのものへの音声通信を行うことができます。</p>

7) F T T H電話サービスに係る非自動音声通信の種別	<p>ア 非自動音声通信には、下表の種別があります。</p> <table border="1" data-bbox="472 197 1461 629"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 197 719 237">種別</th> <th data-bbox="724 197 1461 237">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 244 719 331">一般非自動音声通信</td> <td data-bbox="724 244 1461 331">特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 338 719 456">第1種本邦着信音声通信</td> <td data-bbox="724 338 1461 456">外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 463 719 582">第2種本邦着信音声通信</td> <td data-bbox="724 463 1461 582">外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、 を除くもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 589 719 629">削除</td> <td data-bbox="724 589 1461 629">削除</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信	第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信	第2種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、 を除くもの	削除	削除
種別	内容										
一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信										
第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信										
第2種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、 を除くもの										
削除	削除										
8) F T T H電話サービスに係る基本利用料の算定	<p>F T T H電話サービスに係る料金額は、定額利用料に1の音声通信(6)欄のイに規定する音声通信及び特定事業者の定める特別F T T H電話契約により提供する緊急通報を除きます。)について、2(料金額)に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとします。</p>										
9) F T T H電話サービスに係る通信時間の測定等	<p>ア 自動音声通信の通信時間(6)欄のイに規定する音声通信及び特定事業者の定める特別F T T H電話契約により提供する緊急通報に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(特定事業者又は協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。)により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="472 1249 1461 1630"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1249 719 1290">区分</th> <th data-bbox="724 1249 1461 1290">時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 1296 719 1547">開始時刻</td> <td data-bbox="724 1296 1461 1547">請求者の電話設備(通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。)が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1554 719 1630">終了時刻</td> <td data-bbox="724 1554 1461 1630">特定事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考          特定事業者の電話交換局が非自動音声通信(会議音声通信を除きます。)を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 削除</li> <li>2) 一般非自動音声通信の場合              請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。</li> </ol>	区分	時刻	開始時刻	請求者の電話設備(通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。)が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻	終了時刻	特定事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻				
区分	時刻										
開始時刻	請求者の電話設備(通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。)が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻										
終了時刻	特定事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻										

	<p>ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) F T T H接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのF T T H接続回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>(ウ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を特定事業者の電話交換局に申告してください</p> <p>カ 当社は、オの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特定事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社又は特定事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6ヶ月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p>
<p>10) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

	<p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>				
<p>11) 口座振替及びクレジットカードによる料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額</p>	<p>ア 当社は、利用契約者が料金の支払い方法として当社が別に定める金融機関に係る口座振替又は当社が別に定めるクレジットカード会社に係るクレジットカードによる支払いの方法を選択したときは、料金表第1(基本料金)に定める定額利用料(タイプ の基本契約に係るものを除きます。)、端末設備に係る月額料金(タイプ の基本契約に係るものを除きます。)の合計額(以下この項目で「定額利用料等の合計額」といいます。)を100円(税込額105円)減額します。この場合において、第49条(定額利用料の支払い義務)及び第64条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、定額利用料等の合計額が100円(税込額105円)に満たない場合は、当該定額利用料等の合計額を減額することとします。</p>				
<p>12) KDDIまとめて請求による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額</p>	<p>ア 当社は、FTTHサービスの利用契約について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件 その利用契約に係る料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の取扱いを受けていること。 料金表第1基本利用料2料金額に定める定額利用料の請求があること。 その利用契約に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパッケージを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないもの)に限ります。)又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパッケージを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないもの)に限ります。)が含まれること。</p> <p>(イ) 割引対象 料金表第1(基本利用料)に定める定額利用料(タイプ の基本契約に係るものを除きます。))。</p> <p>(ウ) 割引額</p> <table border="1" data-bbox="472 1966 1461 2094"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1966 959 2011">区分</th> <th data-bbox="959 1966 1461 2011">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 2011 959 2094">1の利用契約のうち、FTTH電話契約のみの契約であるもの</td> <td data-bbox="959 2011 1461 2094">税抜額100円(税込額105円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	1の利用契約のうち、FTTH電話契約のみの契約であるもの	税抜額100円(税込額105円)
区分	料金額				
1の利用契約のうち、FTTH電話契約のみの契約であるもの	税抜額100円(税込額105円)				

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">上記以外のもの</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">税抜額 390 円 (税込額 409 円)</td> </tr> </table> <p>ただし、(イ)の料金額が(ウ)の割引額に満たない場合は、(イ)の料金額を減額することとします。</p> <p>イ アの場合において、第 49 条 (定額利用料の支払い義務) 及び第 64 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。</p> <p>ウ KDDI まとめて請求に関するその他提供条件は、特定事業者が別に定めるところによります。</p>	上記以外のもの	税抜額 390 円 (税込額 409 円)
上記以外のもの	税抜額 390 円 (税込額 409 円)		
<p>13) 「KDDI まとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額</p>	<p>ア 当社は、F T T H サービスの利用契約について、その料金月の当社が別に定める日において(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件 その利用契約に係る料金その他の債務について、KDDI まとめて請求の適用を受けていること。 料金表第 1 基本利用料の 2 料金額に定める利用料の請求があること。 その利用契約に係る KDDI まとめて請求の対象として、当社の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス (第 5 種 a u パケットを除く a u サービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないもの) に限ります。) 又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス (第 5 種 a u パケットを除く a u サービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないもの) に限ります。) が含まれること。</p> <p>(イ) 割引対象 料金表第 1 基本利用料の 2 料金額に定める利用料</p> <p>(ウ) 利用料の割引額 この約款に定める F T T H 電話サービスの F T T H 接続回線、特定事業者の F T T H サービス契約約款に定める F T T H 電話サービスの F T T H 接続回線、同社のメタルプラス電話サービス契約約款に定めるメタルプラス電話サービス (一般メタルプラス電話 (特定事業者の特定電話サービスの用に供するものを除きます。)) 又は特別メタルプラス電話に限ります。) のメタルプラス電話接続回線、同社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス (一般ケーブルプラス電話に限ります。) のケーブルプラス電話接続回線及び同社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線への通話 (ただし、その通話が協定事業者の設置した交換設備を経由した場合は除きます。)、中部テレコミュニケーション株式会社の光電話サービス契約約款に定める光電話サービスの I P 利用回線、同社の光ネットサービス契約約款に定める第 1 種 I P 電話サービスの契約者回線、同社の I P 電話サービス契約約款に定める I P 電話サービスの契約者回線及び同社の光電話集合単体サービス契約約款に定める光電話集合単体サービスの契約者回線並びに別表 5 に定める電気通信サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。 当社が別に定める音声通信番号への通話 (その音声通信番号に係る事業者が当社又は特定事業者であるもの) に限ります。) に関する利用料</p>		

	<p>を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>当社の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス及びプリペイド電話並びに特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス及びプリペイド電話の契約者回線（当社が別に定めるものを除きます。）への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>特定事業者のペーパーレス F A X 等提供サービス契約約款に定めるペーパーレス F A X 等提供サービスのペーパーレス F A X 回線（同契約約款第 13 条に規定する電気通信番号に係る電気通信回線をいいます。以下同じとします。）への通話及び同社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話（特定事業者が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限りません。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。</p>
--	--

2 料金額

1) 定額利用料

ア タイプ に係るもの  
定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プラン	税抜額 6,400 円 (税込額 6,720 円)
	プラン	税抜額 5,590 円 (税込額 5,870 円)
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円 (税込額 525 円)

イ タイプ に係るもの  
定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プラン	税抜額 4,000 円 (税込額 4,200 円)
	プラン	税抜額 3,790 円 (税込額 3,980 円)
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円 (税込額 525 円)

F T T H 電話サービス加算額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
F T T H 電話サービス加算額	税抜額 1,000 円 (税込額 1,050 円)

ウ タイプ に係るもの  
基本契約に係るもの  
a 基本額

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 52,000 円 (税込額 54,600 円)

b 加算額

1 契約ごとに月額

区分	料金額
戸数が1戸ごとに	税抜額 2,600 円 (税込額 2,730 円)

利用契約に係るもの

定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	-
F T T H 電話サービス	税抜額 1,500 円 (税込額 1,575 円)

2) 利用料 ( F T T H 電話サービスに係るものに限ります。 )

ア 加入電話等設備への発信、当社が別に定める音声通信番号 ( 別表 4 に定める当社及び特定事業者並びに協定事業者に係るものに限ります。 ) への発信及び別記 1 5 に定める電気通信番号の発信に係るもの

(ア) (イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)以外のもの

区分	料金額 ( 3分までごとに )
利用料	税抜額 8 . 0 円 ( 税込額 8 . 4 円 )

(イ) 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額 ( 6 0 秒までごとに )
当社又は特定事業者に係るもの	税抜額 1 5 . 5 円 ( 税込額 1 6 . 2 7 5 円 )
上記以外のもの	税抜額 1 6 円 ( 税込額 1 6 . 8 円 )

(ウ) P H S 事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額
利用料	1 の通信ごとに税抜額 1 0 円 ( 税込額 1 0 . 5 円 )
	6 0 秒までごとに税抜額 1 0 円 ( 税込額 1 0 . 5 円 )

(エ) 特定事業者の電話サービス等に係る契約約款等に係る料金表に定めるパーソナルナンバーサービスへのもの

区分	料金額 ( 3分までごとに )
利用料	税抜額 8 . 0 円 ( 税込額 8 . 4 円 )

(オ) 別記 1 4 ( 3 ) に定める電気通信番号に係るもの

区分	料金額 ( 6 0 秒までごとに )
利用料	税抜額 8 . 0 円 ( 税込額 8 . 4 円 )

イ 外国との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信(外国への発信に係るものに限ります。)

利用料

区分	料金額 (1分までごとに)
アジア1	30円
アジア2	30円
アジア3	45円
アジア4	63円
アジア5	72円
アジア6	77円
アジア7	105円
アジア8	107円
アジア9	113円
アジア10	127円
アジア11	130円
アジア12	153円
アジア13	159円
アジア14	213円
アジア15	227円
アジア16	35円
アジア17	60円
アフリカ1	128円
アフリカ2	180円

アフリカ3	257円
アメリカ1	9円
アメリカ2	15円
アメリカ3	78円
アメリカ4	157円
アメリカ5	113円
アメリカ6	159円
アメリカ7	30円
アメリカ8	105円
アメリカ9	115円
アメリカ10	230円
オセアニア1	57円
オセアニア2	9円
オセアニア3	50円
オセアニア4	72円
オセアニア5	80円
オセアニア6	112円
オセアニア7	160円
ヨーロッパ1	20円
ヨーロッパ2	42円
ヨーロッパ3	92円
ヨーロッパ4	102円

ヨーロッパ5	142円
ヨーロッパ6	203円
備考 各区分における取扱地域等は、当社が別に定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信に係るもの

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考		
1 非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。		
2 特使派遣の取り扱いを行った場合、外国側が特使派遣料を定めているときは、その特使派遣料は、当社が別に定める換算率により本邦通貨に換算した額とします。		
3 第2種本邦着信音声通信の利用料は、特定事業者の電話サービス等契約約款に規定するカテゴリーに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。		

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信(特定衛星端末への発信に係るものに限ります。)

利用料

区分	料金額 (1分までごとに)
特定衛星端末1	273円
特定衛星端末2	378円
特定衛星端末4	308円
特定衛星端末5	364円
特定衛星端末6	210円
特定衛星端末7	686円
備考 各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。	
(注) 外国へ発信する音声通信(その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。)の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考		
1 非自動音声通信における取扱地域は、別表2に定めるところによります。		
2 第2種本邦着信音声通信の利用料は、特定事業者の電話サービス等契約約款に規定するカテゴリーに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。		
3 削除		

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、約款第 49 条（定額利用料の支払義務）及び約款第 51 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容						
<p>1) F T T H 電話サービスに係る通信時間の測定等</p>	<p>ア 自動音声通信の通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（特定事業者又は協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="472 752 1461 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 752 692 797">区分</th> <th data-bbox="692 752 1461 797">時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 797 692 925">開始時刻</td> <td data-bbox="692 797 1461 925">請求者の電話設備が対話者に接続され、特定事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 925 692 1010">終了時刻</td> <td data-bbox="692 925 1461 1010">特定事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 特定事業者の電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きます。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。</p> <p>1) 削除</p> <p>2) 一般非自動音声通信の場合 請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。</p> <p>2 特定事業者の電話交換局が会議音声通信を接続する場合において、1に規定する装置又は代行業者による応答があったときは、その旨を請求者に通知します。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、会議音声通信の途中で対話者の追加又は退去があった場合において、その追加又は退去した対話者に係る会議音声通信基本料又は本邦側付加料の算定を行うときは、その会議音声通信の開始時刻又は終了時刻は次により取り扱います。</p> <p>1) 対話者を追加する場合の開始時刻 請求者の電話設備がその対話者に接続され、特定事業者の電話交換局の交換取扱者がその対話者の追加を請求者に告げた時刻</p> <p>2) 対話者が退去した場合の終了時刻 特定事業者の電話交換局の交換設備がその対話者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</p> <p>エ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由に</p>	区分	時刻	開始時刻	請求者の電話設備が対話者に接続され、特定事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻	終了時刻	特定事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻
区分	時刻						
開始時刻	請求者の電話設備が対話者に接続され、特定事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻						
終了時刻	特定事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻						

	<p>より、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>オ エの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) 契約者回線又は加入契約回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入契約回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>カ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を特定事業者の電話交換局に申告してください</p> <p>キ 当社は、カの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、エ及びオの規定に従って調整します。</p> <p>ク カの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特定事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社又は特定事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ケ カに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6ヶ月以内に限り、申告に応じ、キ又はクに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p>
<p>2) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合</p>

	<p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
--	---

2 料金額

区分		単位	料金額
ア	パケット通信アクセス回線(別表3に定める契約に基づいて設置される電気通信回線をいいます。以下同じとします。)から行われるパケット通信(パケット交換方式により符号の伝送を行う通信をいいます。)をアクセスポイント又は相互接続点へ接続することができるもの	-	-
通信アクセスサービス	備考	本サービスは、インターネット契約者に限り提供します。	

イ	IPASS社(以下「他事業者」といいます。)の電気通信設備から送信されたユーザID及びパスワードを、インターネット契約者のものであると識別することにより、当該インターネット契約者がその他事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにするもの(利用料)	1のユーザIDにつき1分までごとに	税抜額 30円 (税込額 31.5円)
グ	備考	(ア) 本サービスは、インターネット契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスに係る料金額は、本サービスに係る月間累積通信時間(1ユーザIDごとに本サービスに係る通信時間を料金月単位に通信が開始された順に累積したものをいいます。)について、1分までごとに算定します。 (ウ) 本サービスに係る通信時間は、他事業者が信号(その他事業者に係る電気通信設備から送信されたユーザID及びパスワードがインターネット契約者のものであることを識別した信号をいいます。)を受信した時刻から起算し、当該インターネット契約者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、他事業者の機器により測定します。	

ウ	本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者に係るF T T H接続回線から行う音声通信(特定事業者の定める特別F T T H電話契約により提供する緊急通報、その他当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。)について、そのF T T H電話契約に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	-	-
発信電気通信番号	備考	本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。	

号 非 通 知 サ ー ビ ス	
--------------------------------------	--

工 発 信 電 気 通 信 番 号 表 示 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者がそのF T T H電話契約に係るF T T H接続回線へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの(定額利用料)	1 F T T H 電話 契約ごとに月額	税抜額 400 円 (税込額 420 円)
備 考	(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 (ウ) 当社は、本サービスを利用しているF T T H電話契約者(以下「発信電気通信番号表示サービス利用者」といいます。)から請求があったときは、以下この表の才欄又はサ欄に掲げる追加サービスを提供します。		

才 発 信 電 気 通 信 番 号 通 知 要 請 サ ー ビ ス	F T T H電話契約に係るF T T H接続回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの(定額利用料)	1 F T T H 電話 契約ごとに月額	税抜額 200 円 (税込額 210 円)
備 考	(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。		

カ 迷 惑 電 話 拒 絶 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者があらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料）	1 F T T H 電話 契約ごとに月額	税抜額 700 円 (税込額 735 円)
備 考	<p>(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、特定の電気通信番号を指定していただきます。</p> <p>(ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

キ 着 信 用 通 信 路 設 定 サ ー ビ ス	音声通信中に他から着信がある場合に、現に通信中の音声通信に係る通信路に加え、その着信に係る通信路を設定する機能。（定額利用料）	1 F T T H 電話 契約ごとに月額	税抜額 300 円 (税込額 315 円)
備 考	本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。		

ク 特 定 音 声 通 信 発 信 規 制 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者がそのF T T H電話契約に係るF T T H接続回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの	-	-
備 考	<p>(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、そのF T T H電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

ケ 特 定 通 信 着 信 規 制 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者がそのF T T H電話契約に係るF T T H接続回線へ着信する、当社が別に定める通信を行うことができないようにするもの	-	-
	備 考	(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、そのF T T H電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものと取り扱います。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

コ	削除
---	----

サ 発 信 電 気 通 信 番 号 通 信 中 表 示 サ ー ビ ス	F T T H電話契約（着信用通信路設定機能を利用しているものに限ります。）に係るF T T H接続回線へ通知される発信電気通信番号を通信中に表示することができるもの（定額利用料）	1 F T T H電話 契約ごとに月額	税抜額 100 円 (税込額 105 円)
	備 考	(ア) 本サービスは、発信電気通信番号表示サービス利用者だけに限り提供します。 (イ) 本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、発信電気通信番号を表示できない場合があります。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

シ 着 信 転 送 サ	F T T H電話契約に係るF T T H接続回線に着信する音声通信を、自動的に他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に転送ができる機能（定額利用料）	1 F T T H電話 契約ごとに月額	税抜額 500 円 (税込額 525 円)
	備 考	(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。 (イ) 他の契約者回線等から転送されて、本サービスが適用されているF T T H接続回線に着信する音声通信を、他の契約者回線等へ転送することはできません。	

<p>ー ビ ス</p>	<p>(ウ) 電気通信番号通知要請サービス又は迷惑電話拒絶サービスが適用されている場合は、両サービスの処理が本サービスの処理より優先します。</p> <p>(エ) 本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用しているF T T H接続回線への音声通信と本サービスを利用しているF T T H接続回線から転送先の契約者回線等への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(オ) 本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(カ) 本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(ク) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ケ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
----------------------	---

<p>ス K D D I 電 話 a u で 着 信 確 認 サ ー ビ ス</p>	<p>本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者に係るF T T H接続回線への着信に係る情報（以下この欄において「着信情報」といいます。）を、当社のa u通信サービス契約約款に定めるa uサービス（a uパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の契約者回線、特定事業者のa u通信サービス契約約款に定めるa uサービス（a uパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の契約者回線又はMVNO事業者（特定事業者が提供するa u通信サービスを利用して、そのサービスと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者（その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設しかつ運用していない者であって、特定事業者が別に定めるもの）に限り、以下同じとします。）が提供するその電気通信サービスに係る電気通信回線（以下この欄において「a u回線等」といいます。）に通知する機能</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>備 考</p>	<p>(ア) 本サービスの利用を請求したF T T H電話契約者は、着信情報を通知するa u回線等に係る電話番号（当社のa u通信サービス契約約款、特定事業者のa u通信サービス契約約款又はMVNO事業者のその電気通信サービスに係る契約約款に定めるものをいいます。）を、あらかじめ当社に届け出ていただきます。</p> <p>(イ) 着信情報とは次の通りとします。  本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者に係るF T T H接続回線に発信した発信者電話番号  着信日時  着信時の状態（応答、無応答、話中、転送）</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

セ 番 号 ポ ー タ ビ リ テ ィ サ ー ビ ス	この機能を利用するF T T H電話契約者の電気通信番号において、西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用することができるようにするもの	-	-
備 考	<p>(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの提供に係る協定事業者への手続きは特定事業者が行います。</p> <p>(ウ) 当社は、F T T H電話契約者がF T T H接続回線の終端の場所を変更した場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(エ) 協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社は、この機能の提供を行わないことがあります。</p>		

### 第3 相互接続番号案内料

#### 1 適用

相互接続番号案内料の適用については、約款第74条（相互接続番号案内）及び約款第75条（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
1) 相互接続番号案内料の設定	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と特定事業者及び協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
3) その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

#### 2 料金額

区分	単位	料金額
相互接続番号案内料	1 電気通信番号ごとに	税抜額 100 円 (税込額 105 円)

#### 第4 手続きに関する料金及び工事費

##### 1 適用

F T T Hサービスに係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第 52 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金及び工事費の適用	
1) F T T H接続回線の新設に関する費用の適用	F T T H接続回線の新設に関する費用については、タイプ、タイプ のものは利用契約者に、タイプ のものは基本契約者に支払っていただきます。
2) 手続きに関する料金及び工事費の算定	F T T H接続回線の新設に関する費用（タイプ のものに限り。）は、同一棟内戸数が20戸までの部分について基本額とし、戸数が20戸を超える部分については、1戸ごとの加算額を加算して算定します。
3) 利用契約の締結に関する工事費の適用	利用契約の締結に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。
4) 付加機能に関する工事費の適用の除外	付加機能に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。
5) 修理又は移設に関する工事費の適用	修理又は移設に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。 <b>ア 修理工事費</b> 利用契約者（タイプ のものに限り。）の責めに帰すべき理由により、F T T H接続回線（F T T H接続回線の終端のある建物内のF T T H接続回線に限り。）が故障した場合及び回線終端装置（F T T H接続回線の終端に協定事業者が設置する装置をいいます。以下同じとします。）が故障した場合において、その修理に要する工事に適用します。 <b>イ 移設工事費</b> 利用契約者（タイプ のものに限り。）からの請求によりF T T H接続回線（F T T H接続回線の終端のある建物内のF T T H接続回線に限り。）、回線終端装置及びローゼットを移設（同一建物内で移転する場合をいいます。）する工事に適用します。
6) 手続きに関する料金及び工事費の適用除外又は減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続き又は工事の態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金及び工事費の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

##### 2 料金額

###### 1) F T T H接続回線の新設に関する費用

###### ア タイプ 又はタイプ のもの

区分	単位	料金額
(ア) タイプ に係るF T T Hサービス	1ユーザコードごとに	税抜額 30,000 円 (税込額 31,500 円)

(イ) タイプ に係る F T T H サービス	1 ユーザコードごとに	税抜額 18,000 円 (税込額 18,900 円)
--------------------------	-------------	--------------------------------

#### イ タイプ のもの

区分	単位	料金額
a 基本額	1 基本契約ごとに	税抜額 360,000 円 (税込額 378,000 円)
b 加算額	1 戸ごとに	税抜額 18,000 円 (税込額 18,900 円)

#### 2) 利用契約の締結に関する工事費

区分	単位	料金額
ア インターネットサービス	1 利用契約ごとに	税抜額 800 円 (税込額 840 円)
イ F T T H 電話サービス	1 利用契約ごとに	税抜額 800 円 (税込額 840 円)

備考 1 の利用契約者からの申込み又は請求により、1 のユーザコードに係る次の工事について、同時に 2 以上の工事を施工する場合は、次の工事ごとに、それらの工事費のうち、1 の工事の工事費を適用します。

(ア) アに関する工事

(イ) イに関する工事

(ウ) 特定事業者の有料電気通信役務利用放送役務契約約款に定める T V サービスの契約締結に関する工事

#### 3) 電気通信番号に関する工事費

区分	単位	料金額
電気通信番号の変更に関する工事	1 の工事ごとに	税抜額 2,000 円 (税込額 2,100 円)

#### 4) 修理又は移設に関する工事費

区分	単位	料金額
(ア) 修理工事		
F T T H 接続回線に係るもの	1 の工事ごとに	税抜額 10,000 円 (税込額 10,500 円)
回線終端装置に係るもの	1 の工事ごとに	税抜額 14,000 円 (税込額 14,700 円)
(イ) 移設工事		

F T T H接続回線に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 10,000 円 (税込額 10,500 円)
回線終端装置及びポートに係るもの	1の工事ごとに	税抜額 2,000 円 (税込額 2,100 円)

## 第5 附帯サービスに関する料金等

### 1 重複掲載料

#### 1) 適用

重複掲載料の適用については、別記8（重複掲載料）の規定のとおりとします。

#### 2) 料金額

区分	単位	料金額
重複掲載料	1 掲載ごとに年額	税抜額 500 円 (税込額 525 円)

### 2 音声通信明細書の発行料

#### 1) 適用

音声通信明細書の発行料の適用については、別記 15（音声通信明細書の発行）の規定のとおりとします。

#### 2) 料金額

区分	単位	料金額
発行料	1 発行ごとに	税抜額 100 円 (税込額 105 円)

### 3 端末設備に係る料金

#### 1) 適用

端末設備に係る工事に関する費用の適用については、別記 18（端末設備の提供）の規定によるとおりとします。

#### 2) 料金額

区分	単位	料金額
VDSL装置等のポートの収容の変更に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 6,000 円 (税込額 6,300 円)

## 第6 支払証明書の発行手数料

### 1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記21（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社又は特定事業者は、2料金額の規定にかかわらず、支払証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。
------------------------	---

### 2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 420 円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

## 第7 ユニバーサルサービス料

### 1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第50条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料は1のFTTH電話契約にかかる電気通信番号ごとに適用します。 イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ その料金月の末日に契約の解除があったとき又は接続休止をしているときは、第50条の規定にかかわらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。
----------------	---

### 2 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに月額	税抜額7円 (税込額7.35円)

別表1 音声通信における当社又は他の電気通信事業者の電気通信サービスに係る契約等

1 当社又は他の電気通信事業者に係る契約等

1) 当社に係るもの

携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
沖縄セルラー電話株式会社	a u契約、プリペイド電話契約又はローミング契約	a u通信サービス契約約款

2) 特定事業者に係るもの

ア 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ダイレクト電話契約又は臨時ダイレクト電話契約	電話サービス等契約約款
	電話会議契約	電話サービス等契約約款

イ 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ダイレクト電話契約又は臨時ダイレクト電話契約	電話サービス等契約約款

ウ 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	a u契約、プリペイド電話契約、定期前払 a u契約又はローミング契約	a u通信サービス契約約款

エ F T T Hサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款

オ 光ダイレクトサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款

カ メタルプラス電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	メタルプラス電話契約	メタルプラス電話サービス契約約款

キ ケーブルプラス電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款

ク インターネット接続サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	インターネット接続サービス利用契約（音声通信に係るものに限ります。）	インターネット接続サービス契約約款

ケ 総合オープン通信網サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	総合オープン通信網契約（音声通信に係るものに限ります。）又は臨時総合オープン通信網契約（音声通信に係るものに限ります。）	総合オープン通信網サービス契約約款

コ デジタルデータサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	デジタルデータ契約（音声通信に係るものに限ります。）又は臨時デジタルデータ契約（音声通信に係るものに限ります。）	デジタルデータサービス契約約款

サ イーサネット通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	イーサネット通信契約（音声通信に係るものに限ります。）又は臨時イーサネット通信契約（音声通信に係るものに限ります。）	イーサネット通信サービス契約約款

シ KDDIペーパーレスFAXサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ペーパーレスFAX等提供契約	ペーパーレスFAX等提供サービス契約約款

3) 協定事業者に係るもの  
ア 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は緊急通報用電話契約	電話サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は緊急通報用電話契約	電話サービス契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、加入電話契約又はストレート電話契約	電話サービス等契約約款
ベライゾン ジャパン合同会社	電話等加入契約	電話サービス等契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	電話契約、直加入電話契約	電話サービス等契約約款
株式会社UCOM	電話契約等	電話サービス契約約款
株式会社テクノロジーネットワークス	卸電気通信役務の提供に関する契約書に基づく契約	-
株式会社アイ・ピー・エス	国内電話サービス提供契約	国内電話サービス約款

イ 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	専用アクセス契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約、デジタル加入通信契約又はデジタルストレート通信契約	電話サービス等契約約款、ISDN契約約款

ベライゾン ジャパン合同会社	電話等加入契約	電話サービス等契約約款
KVH株式会社	ISDN契約、共用型マネージドIP-PBX契約又は専用型マネージドIP-PBX契約	総合デジタル通信サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	直加入通信契約	電話サービス等契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第1種総合デジタル通信サービス契約、短期第1種総合デジタル通信サービス契約、第2種総合デジタル通信サービス契約又は短期第2種総合デジタル通信サービス契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

ウ IP電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第3種シェアードIP-PBX契約	IP通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第2種IP電話契約又は第3種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第2種IPセントレックスサービス契約	IP電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	IP電話サービス契約 音声利用IP通信網サービス契約	IP電話サービス契約約款 音声利用IP通信網サービス契約約款

株式会社STNet	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
		光電話サービス（ピカラCUEtv）契約約款
		光電話サービス（ピカラテレビあなん）契約約款
		光電話サービス（ピカラUCAT）契約約款
		光電話サービス（ピカラVC）契約約款
		光電話サービス（ピカラICK）契約約款
		光電話サービス（ピカラ愛媛CATV専用サービス用）契約約款
		光電話サービス（ピカラよさこい）契約約款
		光電話サービス（ピカラMCB）契約約款
		光電話サービス（ピカラKBC）契約約款
		光電話サービス（ピカラ西予）契約約款
		光電話サービス（ピカラMTC）契約約款
		光電話サービス（ピカラ石井CATV）契約約款
		光電話サービス（ピカラ宇和島市専用サービス用）契約約款
		ビジネス光電話サービス契約約款
ビジネス光電話サービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款		
株式会社UCOM	直加入契約	直加入サービス契約約款
株式会社テクノロジーネットワークス	プライマリ電話契約	プライマリ電話サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会	第2種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款

社		
ソフトバンクテレコム株式会社	第3種IP電話契約又は第4種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	直収電話契約又は特定IP電話契約	電話サービス等契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	IP電話サービスに係る第1種第4類契約	IP電話サービス契約約款
KVH株式会社	IP電話契約	電話等サービス契約約款
ZIP Telecom株式会社	IP電話契約	電話サービス等契約約款

エ 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	mov a契約、ドコモコール契約 又はプリペイド携帯電話契約	mov aサービス契約約款
	FOMA契約又はFOMAドコモ コール契約	FOMAサービス契約約款
	衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	3Gサービス契約又は3Gプリペ イド通信サービス契約	3G通信サービス契約約款
イー・アクセス株式会社	EMOBILE契約	EMOBILE通信サービ ス契約約款（電話・データ 通信編）

オ PHS事業者に係る加入電話等設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契 約約款

別表2 外国との音声通信に係る取扱地域等

## 1 自動音声通信

区分	取扱地域
アジア 1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア 2	台湾
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア 4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 5	マカオ
アジア 6	モンゴル国
アジア 7	インド
アジア 8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア 9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシミテ王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア 10	東ティモール
アジア 11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 12	カンボジア王国、ミャンマー連邦
アジア 13	イエメン共和国
アジア 14	アフガニスタン・イスラム国
アジア 15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア 16	フィリピン共和国
アジア 17	マレーシア
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セネガル共和国、セント・ヘレナ、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和、マリ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザ

	ンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ2	アッセンション、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セイシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ2	カナダ
アメリカ3	サン・ピエール及びミケロン、メキシコ合衆国
アメリカ4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ6	バハマ国
アメリカ7	ブラジル連邦共和国
アメリカ8	ペルー共和国
アメリカ9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ協同共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ10	フォークランド諸島
オセアニア1	グアム、サイパン
オセアニア2	ハワイ
オセアニア3	オーストラリア
オセアニア4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア6	マーシャル諸島共和国
オセアニア7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、

	トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリー諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末1	スラヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末4	インマルサットB型
特定衛星端末5	インマルサットM型
特定衛星端末6	インマルサットMINI - M型、インマルサットF型、インマルサットB G A N型、インマルサットF B型
特定衛星端末7	インマルサットMINI - M型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットF型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットB G A N型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットF B型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)

## 2 非自動音声通信

区分	取扱地域
アジア1	【大韓民国】

アジア 2	【香港】、【マカオ】
アジア 3	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア 4	【台湾】
アジア 5	【シンガポール共和国】
アジア 6	【フィリピン共和国】
アジア 7	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、【ブルネイ・ダルサラーム国】、【マレーシア】、東ティモール
アジア 8	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦、【モンゴル国】、【ラオス人民民主共和国】
アジア 9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 10	【インド】
アジア 11	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア 12	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシミテ王国】、レバノン共和国
アジア 13	アフガニスタン・イスラム国
アフリカ 1	アッセンション、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セイシェル共和国、赤道ギニア共和国、【セネガル共和国】、セント・ヘレナ、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、【モロッコ王国】、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ 3	西サハラ

アメリカ1	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】
アメリカ2	【カナダ】
アメリカ3	サン・ピエール及びミケロン、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領ヴァージン諸島】、マルティニク、モンセラット
アメリカ5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、【コスタリカ共和国】、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ6	ブラジル連邦共和国
アメリカ7	【ペルー共和国】
アメリカ8	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、【パラグアイ共和国】、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、【ボリビア共和国】
オセアニア1	【グアム】、【サイパン】
オセアニア2	【ハワイ】
オセアニア3	【オーストラリア】
オセアニア4	【ニュージーランド】
オセアニア5	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、【パラオ共和国】、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア6	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
オセアニア7	ウェーキ島、ミッドウェー
ヨーロッパ1	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ2	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】
ヨーロッパ3	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】

ヨーロッパ4	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリー諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、【トルコ共和国】、【ノルウェー王国】、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マデイラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末 1	スラヤー
特定衛星端末 2	イリジウム
特定衛星端末 4	インマルサットB型
特定衛星端末 5	インマルサットM型、インマルサットMINI - M型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットF型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットBGAN型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットFB型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)
特定衛星端末 6	インマルサットF型
特定衛星端末 7	インマルサットMINI - M型、インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
備考	【 】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域

別表3 パケット通信アクセス回線に係る当社又は特定事業者、協定事業者の電気通信サービスに係る契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
沖縄セルラー電話株式会社	a uサービス（a uデュアル、a uパケット又はU I Mサービスに限ります。）に係るa u契約	a u通信サービス契約約款
K D D I 株式会社	a uサービス（a uデュアル、a uパケット又はU I Mサービスに限ります。）に係るa u契約	a u通信サービス契約約款
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信（無限定利用に係るものであって、標準型（料金種別がつなぎ放題コースのものに限ります。）又は複合型に係るものに限ります。）に係る一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款
株式会社ウィルコム沖縄	一般ウィルコム沖縄通信（無限定利用に係るものであって、標準型（料金種別がつなぎ放題コースのものに限ります。）又は複合型に係るものに限ります。）に係る一般ウィルコム沖縄通信契約	ウィルコム沖縄通信サービス契約約款

別表4 当社が別に定める音声通信番号に係る特定事業者又は協定事業者

事業者の名称
KDDI株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
株式会社NTTぷらら
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
株式会社テクノロジーネットワークス
九州通信ネットワーク株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オブティコム
株式会社UCOM
株式会社STNet
ソフトバンクBB株式会社
東北インテリジェント通信株式会社
ZIP Telecom株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

別表5 特定の電気通信サービス等

事業者の名称	契約約款の名称	電気通信サービスの名称
株式会社ジェイコム札幌	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
宮城ネットワーク株式会社	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム東京	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム関東	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム湘南	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコムさいたま	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム千葉	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
土浦ケーブルテレビ株式会社	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
江戸川ケーブルテレビ株式会社	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社シティテレコムかながわ	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社横浜テレビ局	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコムウエスト	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
吹田ケーブルテレビジョン株式会社	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
豊中・池田ケーブルネット株式会社	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
東大阪ケーブルテレビ株式会社	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
高槻ケーブルネットワーク株式会社	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ケーブルネット神戸芦屋	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ケーブルネット下関	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム九州	J : COM PHONE プラスサービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成22年1月16日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成23年5月31日までの間において、基本工事に関する工事(料金表第4(工事費)2(工事費の額)1)欄のアに係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第52条(工事費の支払い義務)第2項に定める料金については、その支払を要するものとしてします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年4月12日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年4月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、基本契約者又は利用契約者は、別記21の2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第6(支払証明書の発行手数料)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他

の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。